

院内感染対策に関する取り組みについて

1. 院内感染対策に関する基本的考え方

医学の進歩により、高度な技術を要する手術、高齢者や様々な合併症を有する疾患を持った患者さんが受診されます。また感染症で入院される場合も多々あります。すべての院内感染を防止することは不可能ですが、院内で感染が起こることをできるだけ防ぎ、患者さんが安心して受診し療養できる環境を作ること、また職員も感染に暴露されることなく業務が行えるような環境を作ることと定めます。

2. 院内感染対策のための委員会その他の組織に関する基本的事項

当院における感染防止対策に関する意思決定機関として、院内感染予防対策委員会を設置し、毎月1回会議を行い感染防止対策に関する事項を検討します。

また、感染防止対策チーム(ICT)を委員会内に設置し、感染防止対策の実務を行います。

3. 院内感染対策に関する職員研修についての事項

職員の感染防止対策に対する意識・知識・技術向上を図るため、全職員対象の研修を年2回行うほか、必要に応じて随時研修会を開催します。

4. 感染症の発生状況の報告に関する事項

法令に定められた感染症届出の他、院内における耐性菌等に関する感染症レポートを作成し、感染制御チームでの検討及び現場へのフィードバックを実施しています。

5. 院内感染発生時の対応に関する事項

院内において感染症患者が発生または疑われる場合は、臨時感染予防対策委員会を招集し、感染経路の遮断とともに家族や外来患者等院外への拡大を防止するよう努めます。届出義務のある感染症患者が発生した場合は、感染症法に準じて行政機関に報告します。

また必要に応じ、通常時から協力関係にある地域の他医療機関や保健所と速やかに連携し対応します。

6. 患者さんへの情報提供に関する事項

感染症の流行がみられる場合には、ポスター等の掲示物で広く院内に情報提供を行います。あわせて、感染防止の意義及び手洗い・マスクの着用などについて、理解と協力をお願いします。

7. 患者等に関する当該指針の閲覧に関する事項

本取組事項は、患者さん及びご家族様の希望に応じ閲覧可能とします。

8. その他の当院における院内感染対策の推進のための必要な事項

院内感染防止対策の推進のため「院内感染対策マニュアル」を作成し、病院職員への周知徹底を図るとともにマニュアルの見直し、改訂を行います。